

長生村公告第34号

事後審査方式制限付き一般競争入札の実施について

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査方式制限付き一般競争入札を次のとおり実施する。

なお、本入札は、ちば電子調達システムに係る電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

令和7年10月14日

長生村長 小 高 陽



1 入札に付する事項

- (1) 工事名 長生村役場庁舎外壁改修工事
- (2) 工事場所 長生村役場庁舎
- (3) 工事期限 令和8年9月14日
- (4) 工事の概要
庁舎棟 外壁改修工事一式
鉄骨鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建て搭屋1階付
延床面積 3,038.341㎡
外壁タイル張り仕上げ部剥落防止工法改修工事及び関連工事
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格
有（計算方法は長生村建設工事等最低制限価格制度実施要領第4条第1項による）
- (7) 入札保証金 免除
- (8) 契約保証金 請負代金の100分の10以上
- (9) 前払金 有
- (10) 部分払 有
- (11) 工事費内訳書の提出
要（入札書提出時に電子ファイルを添付すること）

2 入札参加に必要な資格に関する事項

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 名簿登載

令和 6・7 年度長生村建設工事等入札参加業者資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者のうち、建設業法に定める建築業の特定若しくは一般建設業許可を受け、千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領又は長生村建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、本工事の公告日から開札日までの間、受けていない者。

(2) 登録業種等

資格者名簿の登録業種「工事」の建築一式で経営事項審査の総合評点 600 点以上である者。

(3) 配置技術者

本工事に必要な資格を有する監理技術者又は主任技術者を専任で配置できる者。但し、配置する監理技術者又は主任技術者は、本工事の開札日現在において 3 か月以上の直接的、且つ恒常的な雇用関係を有すること。

(4) ボンドアクアバインド工法の認定施工業者であること。

(5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のほか、次の各号に該当しない者であること。

ア 電子交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者又は本工事の開札日前 6 か月以内に手形、小切手を不渡りした者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

エ 次の届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者を除く）。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(ロ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

3 入札の方法等

(1) 入札方法 電子入札システムにより行う。開札の結果、落札候補者がいない場合は、再度入札を 2 回まで行う。

- (2) 入札期間 令和7年11月6日(木) 午前8時30分から
令和7年11月7日(金) 午後5時15分まで
- (3) 入札金額 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札日時 令和7年11月10日(月) 午前9時00分
- (5) 開札方法 電子入札システムにより行う。入札参加者の開札への立会いは原則行わない。

4 設計図書等の閲覧方法等

入札情報サービスでの閲覧(ダウンロード)

5 設計図書等に対する質問

- (1) 受付窓口 長生村役場総務課管財係
kanzai@vill.chosei.lg.jp
質問事項は、所定の質問書に会社名と担当者名を明記し、上記アドレス宛に電子メール(開封確認付き)で提出すること(電話又はファクシミリ等による質問は受け付けない)。
※受信確認はメールの開封確認機能で対応する。なお、質問書提出日の翌日の午前中までに、本村からの受信確認通知がない場合は連絡すること。
- (2) 受付期間 令和7年10月20日(月) から
令和7年10月30日(木) 正午まで
- (3) 回答 令和7年11月5日(水) までに村ホームページ上に掲載して回答する。ただし、本工事に直接関係しない質問及び不当に混乱を招くことが危惧されると判断される質問については、回答しない旨を回答する。

6 落札者の決定

- (1) 税抜予定価格以下、且つ税抜最低制限価格以上の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、入札参加資格を確認(事後審査)し

た上で落札者を決定する。なお、最低の価格をもって入札した者が複数いた場合は、くじにより落札候補順位を決定する。

- (2) 審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで次順位の低価格をもって入札した者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとする。
- (3) 審査の結果、落札候補者が適格と認められ、落札者として決定された場合は、当該落札者に契約締結に必要な指示をするものとする。
- (4) 落札者が決定した場合は、次の順位以降の者の審査を行わない。

7 落札候補者となった場合に提出する書類

- (1) 入札参加資格審査申請書
- (2) 建設業許可の確認ができるもの
- (3) 配置予定の技術者との恒常的雇用関係を証明できるもの
- (4) 配置予定の技術者の資格を証明できるもの
- (5) 営業所専任技術者との重複の有無を確認できるもの
- (6) ボンドアクリアバインド工法の認定施工業者であることが確認できるもの
- (7) 経営規模等評価結果通知書（写）・総合評定値通知書（写）
- (8) 誓約書（暴力団、指定暴力団等及びその構成員に該当しない旨等の誓約書）

8 契約締結時期等

- (1) 落札者は、落札者の決定後 5 日以内に本村と仮契約を締結しなければならない。仮契約については、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年長生村条例第 10 号）」の規定に基づき、本工事の契約が長生村議会において可決された場合に本契約として成立する旨を付し、長生村議会の議決後に本契約として有効となるものである。本工事の契約について長生村議会の可決が得られないときは、本工事の契約は無効とする。
- (2) 開札日から長生村議会の議決の時までにおいて、「入札参加に必要な資格に関する事項」に掲げる条件（「開札日」は「長生村議会の議決の時」と読み替える。）を満たさなくなった場合、仮契約の締結前であれば落札決定を取り消すこととし、仮契約の締結後であれば仮契約を解除する。

9 その他

- (1) 入札の実施、入札方法等の詳細については、長生村事後審査方式制限付き一般競争入札実施要領、長生村電子調達システム運用基準及び長生村電子入札約款を確認すること。
- (2) 落札候補者となった場合は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に規定する暴力団、指定暴力団等及びその構成員に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- (3) 落札者は、下請け及び物品等の調達をする場合は、可能な限り村内業者とすること。
- (4) 落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、長生村長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

10 入札担当課（問い合わせ先）

〒２９９－４３９４

千葉県長生郡長生村本郷１番地７７

長生村役場 総務課 管財係

電話 ０４７５－３２－２１１１

FAX ０４７５－３２－１１９４